介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続きの流れ

基本研修又は医療的ケアを修了していない介護福祉士、ヘルパー、無資格者

↓

基本研修（講義）
50時間・8日間

↓

（1）平成28年1月の介護福祉士国家試験合格者
（2）平成28年3月に介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士
（3）基本研修又は医療的ケアを修了している介護職員

↓

医療的ケア履修者
演習前講座（1日）

↓

基本研修（演習）2日間

↓

筆記試験（50問・9割正解で合格）

↓

実地研修

↓

県が実施する喀痰吸引等研修修了証受領後、県に認定特定行為業務従事者認定証の登録申請　→　認定証の交付

↓

就業している事業者が「登録特定行為事業者」の登録又は「登録特定行為事業者」の変更届（従事者の追加）

↓

喀痰吸引等の実施
（認定特定行為業務従事者として）

介護福祉士

基本研修又は医療的ケアを修了している者で実地研修を修了してない者
（1）平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者
（2）29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生

↓

就業先である「登録喀痰吸引等事業者」（県に登録が必要）で実地研修。修了後、事業者が修了証を交付

↓

(公財)社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録申請（登録簿付記）

↓

就業している事業者が「登録喀痰吸引等事業者」の変更届（従事者の追加）

↓

喀痰吸引等の実施
（介護福祉士として）

（注意）
県の喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為従事者として就労している方が、平成29年1月以降の介護福祉士国家試験に合格した場合は、喀痰吸引等の行為を

①引き続き「認定特定行為業務従事者」として行う。又は
②（公財）社会福祉振興・試験センターに登録申請し、実施可能な喀痰吸引等の行為を介護福祉士登録証に付記することで「介護福祉士」として行う。

のどちらかを選択することができます。